

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
西海市社協だより「すくらむ」広告掲載取扱い要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、本会が発行する社協だより「すくらむ」に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

第2条 広報に掲載できる広告は、社協だよりとして品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めたもの

（掲載の位置）

第3条 広告を掲載する位置及び縦、横の枠取りは総務課で決定する。

（掲載の申込）

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて総務課に提出しなければならない。

- 2 申込締切りは、発行する前月の15日までに総務課に提出するものとする。
- 3 同一申込者が申し込める広告は、広報1号につき1件限りとする。

（掲載決定までの手順）

第5条 申込者から広告掲載の申込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき総務課内で審査し、広告主に対し、広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）を発行する前月の20日までに送付するものとする。

（広告主の責任）

第6条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

（掲載料金及び納入方法）

第7条 広告の掲載料金は、次表のとおりとする。

	掲載区分	掲載料金
1種広告	縦9.6cm×横9cm	5,000円
2種広告	縦9.6cm×横18cm	8,000円

- 2 申込者は、前項の掲載料金について当該広告を掲載する発行日より15日前までに納付するものとする。ただし、申込者の責によらない理由によって広告を掲載できなかった場合はこの限りではない。

（掲載取消しの禁止）

第8条 広報発行日の15日前以降は、原則として広告掲載の取消しはできないもの

とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関しその他必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。